

建設事業主向け助成金・補助金について

(1) トライアル雇用助成金

- ・概要 若年者（35歳未満）や女性を一定期間試用雇用を行う中小建設事業主に対し助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している中小建設事業主
（資本金3億円以下または常用労働者300人以下）
- ・助成額 若年・女性労働者1人につき
最大月4万円×3か月（最大）

(2) 人材確保等支援助成金

①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース

- ・概要 若年者及び女性に魅力ある職場づくりのために以下に掲げる事業を行った事業主に対して助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している建設事業主
- ・対象となる事業
建設事業の役割等を伝え、理解を促進するための啓発活動等
技能の向上を図るための活動等
労働災害予防のための労働安全管理の普及等
技能向上や雇用改善の取り組みについての奨励
雇用管理に関し必要な知識を習得させる研修等の実施・受講
女性労働者の入職や定着の促進
- ・助成額 中小建設事業主 支給対象経費の60%
中小建設事業主以外 支給対象経費の45%

②作業員宿舎等設置助成コース

- ・概要 女性専用作業員施設（浴室等）を設置した事業主に対して助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している中小建設事業主で自ら施工管理する建設工事現場に女性専用の作業員施設を賃借により整備した者
- ・主な設置基準
工事が行われる場所に設置され、移動可能なもの
施設入口に女性専用である旨が表示され、ドアに施錠機能がある
同様の施設を男性労働者にも整備する

※施設により細かい基準があります
- ・助成額 支給対象費用の60%

(3) 人材開発支援助成金

①建設労働者認定訓練コース（経費助成）

- ・概要 建設関連の訓練を受講させた事業主に経費の一部を助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している中小建設事業主
都道府県から認定訓練助成事業費補助金 OR 広域団体認定訓練助成金を受けている者
- ・助成額 助成対象経費の6分の1

②建設労働者認定訓練コース（賃金助成）

- ・概要 建設関連の訓練を受講させた事業主に訓練中の賃金の一部を助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している中小建設事業主
人材開発支援助成金の支給決定を受けている
雇用する労働者に訓練を受講させ、その期間に通常の賃金額以上の賃金を支払っている
- ・助成額 1日3,800円

③建設労働者認定訓練コース（経費助成）

- ・概要 建設関連の訓練を受講させた事業主に経費の一部を助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している中小建設事業主
都道府県から認定訓練助成事業費補助金 OR 広域団体認定訓練助成金を受けている者
- ・助成額 助成対象経費の6分の1

④建設労働者技能実習コース

- ・概要 雇用する労働者に技能実習を受けさせた事業主に経費の一部、賃金の一部を助成
- ・対象事業主 雇用管理責任者を選任している中小建設事業主
条件次第では下請業者に業務を発注している元請事業者も対象
- ・対象実習
作業に直接関連する実習
安衛法に定める特別教育、安全衛生教育、教習、技能講習
技能検定試験のための事前講習
登録基幹技能者講習 など

※実習を行う主体により対象となる場合がある

- ・助成額
 - イ 経費助成
 - 雇用保険被保険者 20 名以下 支給対象費用の 75 %
 - 雇用保険被保険者 21 名以上
 - 35 歳未満の労働者 支給対象費用の 70 %
 - 35 歳以上の労働者 支給対象費用の 45 %
 - 中小建設事業主以外の建設事業主が雇用する
女性労働者に技能実習を行う場合
支給対象費用の 60 %

ロ 賃金助成

- 雇用保険被保険者 20 名以下 1 日 8, 550 円
- 雇用保険被保険者 21 名以上 1 日 7, 600 円

※建設キャリアアップシステム技能者情報登録者はさらに増額

(4) 働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)

- ・概要 生産性を向上させ、労働時間削減や年次有給休暇促進等環境整備に取り組む中小企業事業主を支援
- ・対象事業主 労災保険適用される中小企業事業主
年 5 日の有給休暇取得に向けて就業規則等を整備している
申請時点で下記成果目標達成に向けた条件を 1 つ以上満たす

<成果目標>

- ①月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間削減
- ②年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- ③時間単位の有給休暇制度導入かつ特別休暇 (病気・ボランティア教育訓練等) のいずれか 1 つ以上を新たに導入
- ④ 9 時間以上の勤務間インターバル制度規定の導入
- ⑤ 4 週 5 休～ 4 週 8 休のなかで所定休日を増やす

・助成対象

労務管理担当者に対する研修
外部専門家によるコンサルティング
就業規則・労使協定等の作成・変更
労務管理用ソフトウェア等の導入

- ・助成額
- | | |
|--------|--------------|
| 成果目標① | 100万～250万円上限 |
| 成果目標②③ | 25万円上限 |
| 成果目標④ | 50～120万円 |
| 成果目標⑤ | 1日増加ごとに25万円 |

※働き方改革推進支援助成金には他にも「勤務間インターバル導入コース」
「労働時間適正監理推進コース」、「適用猶予業種等対応コース」を設置

(5) 小規模事業者持続化補助金（一般型）

- ・概要 小規模事業者自ら作成した経営計画により商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取り組みを支援
(通常枠、賃金引き上げ枠等様々な形式あり)
- ・対象事業主 常時使用する労働者20人以下の事業主
- ・補助対象 機械装置等の費用、広報費用、ウェブサイト関連費用等
- ・補助率 3分の2 (通常枠上限は50万円)

(6) IT 導入補助金

- ・概要 自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで業務効率化・売上増大をサポート
(通常枠、デジタル化基盤導入枠等様々な形式あり)
- ・対象事業主 資本金3億円以下もしくは常勤労働者300人以下
- ・補助対象 ソフトウェア購入費用、クラウド利用料等
- ・補助率 2分の1 (通常枠上・下限は5万円～450万円)

(7) 業務改善助成金

- ・概要 事業場内で事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、その設備投資にかかった費用の一部を助成
- ・対象事業主 中小企業・小規模事業者
- ・補助対象 機器・設備の導入費用、経営コンサルティング費用等
- ・補助率 4分の3（上限額は賃金上昇額に応じて60～600万円）

(8) 事業再構築補助金（成長分野進出枠、コロナ回復加速化枠等）

- ・概要 新市場進出、事業・業種転換、事業再編等思い切った事業再構築を行う事業者を支援
- ・対象事業主 事業計画に金融機関や認定経営革新等支援機関の確認を得た事業所
補助事業終了後、一定期間で付加価値額の年平均成長率が3～5%以上増加もしくは従業員一人当たり付加価値額の年成長率が3～5%以上増加
事業再構築指針に示す事業再構築の定義に該当すること
- ・補助対象 建物の建築・改修費用、機械・システム導入費用、広告宣伝費等
- ・補助率 それぞれの枠、事業規模により異なる
（成長分野進出枠通常類型では3分の1～2分の1）

(9) キャリアアップ助成金 (正社員化コース、賃金規定等改定コース

賃金規定等共通化コース、賞与・退職金制度導入コース
社会保険適用時処遇改善コース)

- ・ 概要 有期雇用労働者、短時間労働者等の非正規雇用労働者を正社員化処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成
- ・ 対象事業主 雇用保険適用事業所でキャリアアップ管理者を設置し、キャリアアップ計画書を作成して労働局の認定を受けた事業主
- ・ 支給額 正社員化コースの場合、無期雇用は40万円、有期雇用80万円

(10) 65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用推進コース、高年齢者評価制度等雇用管理改善コース、高年齢者無期雇用転換コース)

- ・ 概要 65歳以上の定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に助成
- ・ 支給額 正社員化コースの場合
65歳以上への定年の引き上げ・定年の定め廃止
人数により15万円～160万円

66歳以上の継続雇用制度導入
人数により15万円～160万円

高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの場合

支給対象経費の60%を支給

各助成金・補助金の問い合わせ先

(1)～(3)の助成金

千葉労働局 職業安定部 職業対策課

(4)の助成金

千葉労働局 雇用環境・均等室

(5)の補助金

当会議所 経営相談課

(6)の補助金

取引のあるITベンダーもしくはIT導入補助金HP上に掲載されている
ITベンダー・サービス事業者

(7)の補助金

業務改善助成金コールセンター

(8)の補助金

事業再構築補助金コールセンター

(9)の補助金

ハローワーク成田

(10)の補助金

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構